

第36号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の
一部を改正する条例

1 改正理由

「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」の一部改正にあわせて本区条例における補償内容等の改正を行う。

2 改正内容

(1) 介護補償の額を政令に定める介護補償の額に準じて改正する。(第11条関係)

(ア) 常時介護を要する状態にあり、介護の費用として支出した額(最高限度額)

177,950円 → 186,050円

(イ) 随時介護を要する状態にあり、介護の費用として支出した額(最高限度額)

88,980円 → 92,980円

(2) 公務災害補償の補償基礎額を改正する。(別表関係)

(例) 経験年数5年未満の場合

学校医および学校歯科医 8,529円 → 9,060円

学校薬剤師 7,164円 → 7,629円

3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行期日

公布の日から施行する。

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第19号</p> <p>改正 令和7年10月24日条例第60号</p> <p>品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p>	<p>○品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 平成14年3月29日条例第19号</p> <p>改正 令和7年10月24日条例第60号</p> <p>品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例</p>
<p>第1条から第10条まで (省略)</p>	<p>第1条から第10条まで (省略)</p>
<p>(介護補償)</p>	<p>(介護補償)</p>
<p>第11条 (省略)</p>	<p>第11条 (省略)</p>
<p>2 (省略)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>18万6,050円</u>を超えるときは、<u>18万6,050円</u>）</p>	<p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>17万7,950円</u>を超えるときは、<u>17万7,950円</u>）</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (省略)</p>
<p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>9万2,980円</u>を超えるとき</p>	<p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）。その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>8万8,980円</u>を超えるとき</p>

改正後

改正前

は、9万2,980円)
 (4) (省略)

は、8万8,980円)
 (4) (省略)

第12条から第29条まで (省略)

第12条から第29条まで (省略)

別表 補償基礎額表 (第3条関係)

別表 補償基礎額表 (第3条関係)

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
	学校医および学校歯科医の補償基礎額	<u>9,060円</u>	<u>10,332円</u>	<u>14,175円</u>	<u>14,175円</u>	<u>16,467円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>7,629円</u>	<u>8,340円</u>	<u>9,873円</u>	<u>11,073円</u>	<u>11,907円</u>	<u>12,246円</u>

医師、歯科医師または薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
	学校医および学校歯科医の補償基礎額	<u>8,529円</u>	<u>9,909円</u>	<u>12,351円</u>	<u>13,575円</u>	<u>15,837円</u>
学校薬剤師の補償基礎額	<u>7,164円</u>	<u>7,932円</u>	<u>9,438円</u>	<u>10,701円</u>	<u>11,610円</u>	<u>11,970円</u>

備考 (省略)

備考 (省略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 (以下「新条例」という。) 第11条第2項第1号および

改正後	改正前
<p><u>び第3号の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 令和7年8月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第11条第2項第1号および第3号の規定に基づく介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。</u></p> <p><u>4 新条例別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p><u>5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医および学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14,175円」とあるのは、「12,951円」とする。</u></p> <p><u>6 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、旧条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。</u></p>	